

あべの ざいたく だより

平成29年 秋号

阿倍野区医師会・大阪府在宅医療推進事業

「あべのざいたくだより」を季節ごとにお送りし、訪問診療を始められる先生方に事業を通じて応援していきます。

< 平成29年度の取組み >

- 1 歯科医師会・薬剤師会・訪看ステーションと連携し情報収集を行います
- 2 訪問診療を始める先生に医師が同行し、患者宅で治療や対応を学ぶ研修を行います
- 3 区内病院と受け入れを行うための協議を行います
- 4 訪問看護師の役割や連携について理解を深める研修や連絡会を開催します
- 5 在宅医療について様々な意見交換を行い、解決する場を設けます

♠ 「在宅医療を進めるための講習会」 ♠ ◇ 訪問診療導入研修（同行訪問研修） ◇

医療器具使用者の管理方法と訪問看護師の活動報告から学ぶとともに、在宅医療を行う上で経験ある医師との意見交換を行う講演会です。

日時 平成30年2月24日(土)

会場 阿倍野区医師会館 2階

*詳しくは別途ご案内します

訪問診療に取り組む意思のある先生が在宅診療に取り組んでいる医師の訪問診療に同行し、患者宅での治療や対応を学ぶ研修を予定しています。

研修を希望される先生は阿倍野区医師会事務局までご連絡ください

♣ 死亡診断書の記載について ♣

医師法第20条の最終診察後24時間以内に患者が死亡した場合に於いてという条文が独歩してよく在宅患者の最終診察後24時間以上経過している場合の死亡診断書の記載について質問がありますが、この条文の解釈は診療中の患者が死亡した場合これまで診療を行ってきた医師はたとえ死亡に立ち会えなくても死亡後改めて診察を行い生前に診療していた傷病により死亡であると判断できる場合は死亡診断書を交付することができます。もし、最終診察後24時間以内の死亡であれば生前に診療していた傷病に関連する死亡であることが判定できる場合には改めて診察することなく死亡診断書が記載できるということです。詳細は厚生労働省の死亡診断書記入マニュアル(厚労省H・Pから入手可能)にあります。

+ 訪問看護師のお仕事 +

訪問看護とは「高齢になっても健康管理をして生き生きと暮らしたい、病気や障害があっても在宅でリハビリをしたい、がんや老衰などで終末期になっても住み慣れた自宅で自由に生活したい、できれば看取りも叶えたい」そんな皆様の思いを看護師が支援するサービスです。具体的には健康状態の観察、保清や内服管理、褥瘡処置や点滴・カテーテル類及び在宅医療機器の管理、在宅リハビリテーション、精神疾患・認知症・終末期の看護、在宅療養環境改善の助言、介護者の相談・支援等を行っています。サービス開始に際しては主治医からの指示書が必要となります。

多くの先生方からのご指示をお待ちしております。

【連絡先】阿倍野区医師会 訪問看護ステーション
電話 6624-5972

